

この定例会では、次の意見書案 6 件を可決し、内閣総理大臣ほかに送付しました。



(市議会本会議)

社会的セーフティネットの拡充に関する意見書

急速に悪化する雇用失業情勢に対応し、住居を失った離職者を支援する「新たなセーフティネット」の構築に向けた予算措置が、政府の「経済危機対策」により行われました。この「雇用と住居を失った者に対する総合支援策」は本年10月から実施されていますが、「訓練・生活支援給付」「住宅手当」「就職安定資金融資」「生活福祉資金」がそれぞれ別の申請窓口となっているなど、「セーフティネット」としての機能が十分に発揮されないことが懸念されます。

また、雇用情勢に改善の兆しが見られない中、生活保護受給者数は急増しています。すでに本市においては昨年度の申請件数が170件に達し、今後も増加し続けるものと考えられます。約6人に一人が貧困であると政府が公表し、とりわけ「子どもの貧困」の解決が求められている中、生活保護制度は「最後のセーフティネット」であり、国が責任を持って実施体制を確保すべきであると考えます。

よって、本議会は、国民が日本国憲法に明記された「健康で文化的な最低限度の生活」を営むことができるよう、総合的なセーフティネット体系の整備に向け、政府に対し以下の事項について強く求めます。

1. 「雇用と住居を失った者に対する総合支援策」をワンストップ・サービスとして迅速かつ円滑に実施するために必要な事務の改善と、恒久的な制度化を行うこと。
2. 生活保護制度の円滑な実施に向け、国の責任において運用の改善、実施体制の確保及び確実な財源保障を行うこと。

提出先

- | | | |
|--------|---------|-------|
| ○衆議院議長 | ○参議院議長 | ○財務大臣 |
| ○総務大臣 | ○厚生労働大臣 | |

改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書

経済・生活苦での自殺者が年間7,000人に達し、自己破産者も18万人を超え、多重債務者が200万人を超えるなどの深刻な多重債務問題を解決するため、2006年12月に改正貸金業法が成立し、出資法の上限金利の引下げ、収入の3分の1を超える過剰貸付契約の禁止（総量規制）などを含む同法が完全施行される予定である。

改正貸金業法成立後、政府は多重債務者対策本部を設置し、同本部は①多重債務相談窓口の拡充、②セーフティネット貸付の充実、③ヤミ金融の撲滅、④金融経済教育を柱とする多重債務問題改善プログラムを策定した。そして、官民が連携して多重債務対策に取り組んできた結果、多重債務者が大幅に減少し、2008年の自己破産者数も13万人を下回るなど、着実にその成果を上げつつある。

他方、一部には、消費者金融の成約率が低下しており、借りたい人が借りられなくなっている。特に昨今の経済危機や一部商工ローン業者の倒産などにより、資金調達が制限された中小企業者の倒産が増加しているなどを殊更に強調して、改正貸金業法の完全施行の延期や貸金業者に対する規制の緩和を求める論調がある。

改正貸金業法の完全施行の先延ばし、金利規制などの貸金業者に対する規制の緩和は、再び自殺者や自己破産者、多重債務者の急増を招きかねず許されるべきではない。今、多重債務者

のために必要とされる施策は、相談体制の拡充、セーフティネット貸付の充実及びヤミ金融の撲滅などである。

そこで、今般設置される消費者庁の所管ないし共管となる地方消費者行政の充実及び多重債務問題が喫緊の課題であることも踏まえ、国に対し、以下の施策を求める。

1. 改正貸金業法を早期に完全施行すること。
2. 自治体での多重債務相談体制の整備のため相談員の人件費を含む予算を十分確保するなど相談窓口の充実を支援すること。
3. 個人及び中小事業者向けのセーフティネット貸付をさらに充実させること。
4. ヤミ金融を徹底的に摘発すること。

提出先

- | | |
|-------------|-------------|
| ○衆議院議長 | ○参議院議長 |
| ○内閣総理大臣 | ○金融担当大臣 |
| ○消費者政策担当大臣 | ○厚生労働大臣 |
| ○総務大臣 | ○多重債務者対策本部長 |
| ○国家公安委員会委員長 | |

意見書

日米「核密約」の公表と廃棄を求める意見書

外務官僚トップの事務次官経験者4人が米軍の日本への核兵器持ち込みを認める「密約」があったと証言しました。

いわゆる「核密約」の文書は、すでにアメリカ政府の解禁文書などで全文が明らかになっていますが、元外務次官がそれを裏付けたことは重大です。

核兵器を積んだ米艦船の「寄港」や「領海通過」を認めるというのは、政府が国民に約束してきた「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」の非核三原則に抵触するものです。被爆国日本への核兵器の持ち込みは許せません。

政府に対して、「密約」の公開を求めるとともに、「密約」を廃棄し、非核三原則を厳格に守ることを強く要求します。

提出先

○内閣総理大臣 ○外務大臣

核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書

ノーモア・ヒロシマ、ノーモア・ナガサキ、ノーモア・ヒバクシャ。この訴えは、核兵器廃絶と恒久平和を願う私たち被爆国民の心からの叫びである。

しかし核兵器は未だに世界に約2万1千発も存在し、核兵器の脅威から、今なお人類は解放されていない。2000年の核拡散防止条約（NPT）再検討会議では、全面的な核兵器廃絶を約束したはずが、2005年の同会議では実質合意ができず、核軍縮はもとより核不拡散体制そのものが危機的状況に直面している。米国、ロシア、英国、フランス、中国の核保有五カ国に加え、NPT未加盟のインド、パキスタンは核兵器を保有し、さらに事実上の保有国であるイスラエル、核兵器開発に繋がるウランを濃縮・拡大するイラン、核実験した北朝鮮の動向などは核不拡散体制を大きく揺るがしている。

よって、政府においては、核兵器の廃絶と恒久平和実現のため、被爆65周年を迎える2010年に開かれる核拡散防止条約（NPT）再検討会議に向けて、実効ある核兵器廃絶の合意がなされるべく核軍縮・不拡散外交に強力に取り組むことを要請する。

1. 国是である非核三原則を堅持するとともに、平和市長会議が提唱する2020年までに核兵器の廃絶を目指す「2020ビジョン」を支持し、その実現に向けて取り組むこと。
2. 核拡散防止条約（NPT）の遵守および加盟促進に全力で取り組むこと。

提出先

○衆議院議長 ○参議院議長 ○内閣総理大臣
○外務大臣

日米地位協定に関わる「裁判権放棄の密約」の公表と廃棄を求める意見書

このたび、日本の研究者の調査によって、米国立公文書館解禁文書から、日米地位協定第17条の運用に関わる、米兵公務外犯罪の第一次裁判権の実質放棄を確認した、日米秘密取り決めが発見されました。

このことは、米軍の犯罪・事故に関わる日本の裁判権放棄の密約の存在とその実行の事実を示すものであります。これらは、国民の権利を守るべき日本の司法と国家主権の根幹にかかわることであり、米軍基地や米軍訓練のおこなわれる自衛隊基地を抱える自治体と住民にとって重大な問題であります。

私たちは住民の命と権利を守る自治体の責務にもとづき、次のことを求めます。

1. 日米地位協定第17条の運用に関わる、米兵公務外犯罪の第一次裁判権の実質放棄を確認した日米秘密取り決めを公表し、廃棄すること。

提出先

○内閣総理大臣 ○外務大臣

医師・看護・介護職員の人材確保及び地域医療・介護の確立に向けた意見書

医師不足は依然深刻です。医学部の定員増がはかられましたが、医師として医療現場で活躍できるようになるには、長い年月がかかります。全国的には、産婦人科、小児科等の医師不足により休診にまでいたっている例もあります。地域住民の医療を守るために、医師確保の早急な施策を実施してください。

看護師の職場も厳しい状態が続いています。看護協会の調査でも時間外労働を60時間以上している看護師が全国で2万人いるとの推計を出しています。看護師の大幅増員のために、看護師需給計画を早急に見直してください。2007年7月参議院で採択された「看護職員確保法」の改正をしてください。

介護職員の場合も、低賃金、過重労働などにより依然厳しい状況に置かれています。介護報酬が引き上げられましたが、実態は待遇改善に繋がっていません。職場環境の整備も含めて早急な施策を進めてください。

つきましては、医師・看護師・介護職員等の大幅増員のために必要な財政等措置を執っていただくことを強く要望します。

提出先

○内閣総理大臣 ○総務大臣 ○厚生労働大臣